

SDGs Week EXPO エコプロ2023

<主催者企画>

イベントのサステナビリティ推進ゾーン

出展のご案内

主催：日本経済新聞社
企画・運営：株式会社グリーンアップル

2015年の「パリ協定」や同年国連サミットでの「持続可能な開発目標 (SDGs)」採択など、人類共通の社会課題に向き合う世界の動きを受け、日本国内でもさまざまなサステナビリティの視点が広がっています。

集客交流が見込まれるイベントの開催にあたっては、多くの人やモノの移動、資源の利用が伴うことから、その環境負荷が課題です。企業・機関・組織にとっては、サステナブルな取り組みを取り入れることが必然の流れになっています。

「サステナビリティを取り入れたイベント」とは、特定組織の関心だけでなく、右図のようにトリプルボトムラインの観点から、経済・社会・環境の3つの側面で総合的に発展させていくものと考えています。

経済面

- ・地域社会に経済波及効果をもたらす事業運営
- ・地域での調達、コンプライアンス重視 など

社会面

- ・ダイバーシティの尊重
- ・ユニバーサルデザインの向上
- ・地域とのコミュニケーションや社会貢献活動

環境面

- ・再生可能エネルギー、認証を受けた素材の利用促進
- ・廃棄物の削減、環境負荷軽減 など

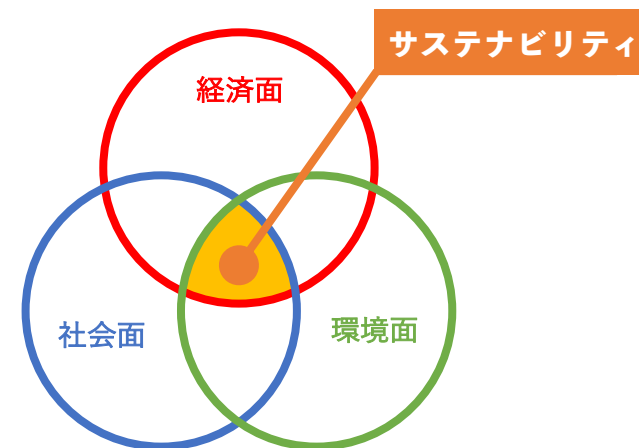
イベント事例

Meeting (会議)

Incentive Travel (企業等の行う報奨・研修旅行)

Convention (国際機関・学会等が行う国際会議)

Exhibition / Event (展示会・見本市、イベント)



図：トリプルボトムラインと持続可能性(サステナビリティ)の関係

引用：Our Common Future(United Nations, 1987)および日本工業規格 JIS Q 14001:2015 (ISO14001:2015)を基に作成

1 最新テクノロジーや新しい製品・サービスをご紹介

製品・サービスの導入に影響力のある来場者が多く、**新たな販路開拓、拡大のチャンス**です。

最新のテクノロジーや製品・サービスなど、新しい視点での取り組みや事例を多数ご紹介。

ベンチャーやスタートアップなど、新素材・新製品も発掘することで、業界の裾野を広げ、新たな可能性を切り拓いていきます。

2 幅広い来場者層へのアプローチ

イベントを実施する主催者、イベントに携わるデザイナーや設計、施工等の関係者とのコミュニケーションによる

マーケティングが可能です。ビジネスから一般まで、幅広い来場者層へブランドを訴求します。

3 ビジネスでも、暮らしでも、サステナビリティの視点は常識に

トリプルボトムラインの観点からも見えるように、イベントにさまざまな角度から総合的な対応が求められる中で、**新たなキーワードとなるのが「循環」**です。地域への経済波及効果、地域とのコミュニケーションや社会貢献活動、環境にやさしいエネルギーや素材など、**経済・社会・環境での「循環」が生み出す新しい「価値」**に見える化します。

そして、ビジネスとして、サステナビリティに配慮したイベント作りに取り組むことはもちろん、

一般生活者という立場でも、人生における節目のライフイベントにサステナビリティを取り入れることが常識と

なることを目指し、業界の変革・イノベーションへとつなげていきます。

- ◆ 名称： **イベントのサステナビリティ推進ゾーン**
- ◆ 日時： 2023年12月6日(水)～8日(金) 10:00～17:00
- ◆ 会場： 東京ビッグサイト[東ホール]
- ◆ 内容： 持続可能な社会の実現に向けて、イベントにおけるサステナビリティな取り組みを紹介し、イベント・催事業界全体の意識の**変革・イノベーション**に繋げることを目指します。

サステナブルな展示造作・装飾類



展示会やイベントでの造作物・装飾といった、多くの資源を使う場面でのソリューションをご提案します。

サステナブルな食



環境に配慮した食事を提供できるレストランやイベント会場での事例をご紹介します。

多様なシーンで活用できる サステナブルなアイテム・プロダクツ！



ノベルティやプレゼント、引き出物など、イベントに伴うアイテム・プロダクツ紹介のほか、手配・配布サービス等もあわせてご紹介。

イベント全体の脱炭素



イベントで出る廃棄物を減らしたい/再活用したい、カーボンオフセットに取り組みたいなど、規模・内容に応じて、実施可能な取り組みをご提案します。

SDGsWeek EXPO エコプロ2023

「SDGs Week EXPO」として、環境 / インフラ / 脱炭素社会課題解決をめざす展示会を同時開催。

「エコプロ」では、環境問題や脱炭素社会への対応が必要不可欠なま、社会課題解決のためのビジネスマッチングや企業価値の向上を支援し、企業・団体や官公庁、学術機関、またNPO/NGOや消費者まで、多様なステークホルダーが集います。

- ◆ 名称：SDGs Week EXPO エコプロ2023 [第25回]
- ◆ 日時：2023年12月6日(水)～8日(金) 10:00～17:00
- ◆ 会場：東京ビッグサイト[東4・5・6・7ホール]
- ◆ 入場料：無料(登録制)
- ◆ 主催：日本経済新聞社、(一社)サステナブル経営推進機構
- ◆ 後援(予定)：内閣府、経済産業省、環境省、文部科学省、国土交通省、厚生労働省、消費者庁、(一社)日本経済団体連合会、日本商工会議所、東京商工会議所、(国研)新エネルギー・産業技術総合開発機構、日本貿易振興機構(ジェトロ)、東京都、埼玉県、神奈川県、千葉県、埼玉県教育委員会、神奈川県教育委員会、千葉県教育委員会 [順不同/申請予定]
- ◆ 出展規模：600社・団体/1,200小間(SDGs Week EXPO全体、見込み)
- ◆ 来場者数：65,000人(SDGs Week EXPO全体、見込み)
- ◆ 来場対象：
 - <社会課題解決に携わるビジネスパーソン>
 - ・企業 ・自治体 ・官公庁 ・各業界団体、地域産業・商工団体 ・学術機関、国際機関、研究開発機関、専門家
 - ・イノベーター、オピニオンリーダー、インフルエンサー ・VIP(国会議員、行政トップ、企業の経営者層、在日大使館など)
 - <社会課題への意識・関心の高い生活者>
 - ・一般生活者、アクティブシニア、若年層 ・NPO・NGO、市民団体 ・学校・教育関係者、学生、児童・生徒

スタンダードブース出展

1小間：3m x 3m=9㎡

<早期申込割引締切> 5月31日(水) <出展申込締切> 7月14日(金)

出展小間料

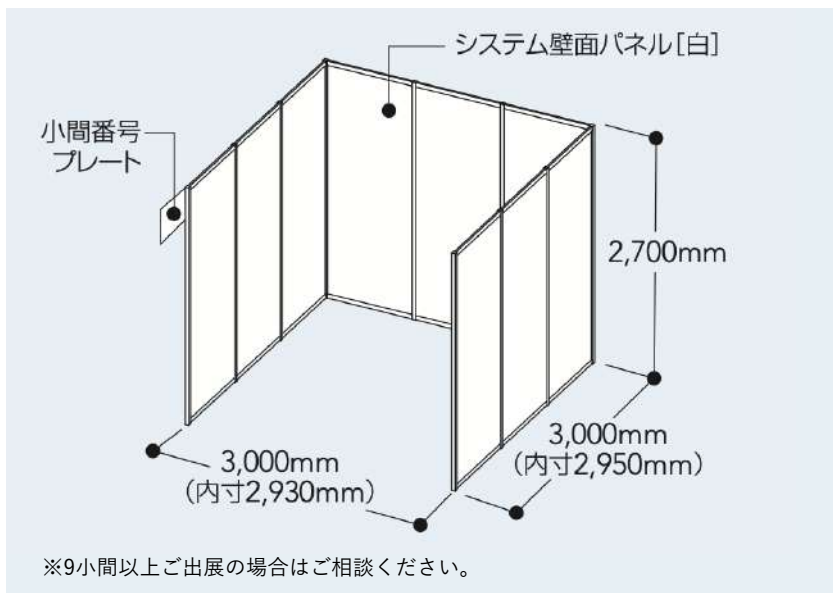
1小間あたり ¥418,000 (税込) / 3日間

▶ 背面・側面の壁面パネル付き

※早期申込割引について

5月31日(水)までに出席申込を完了した場合、早期割引として出展料金から1小間あたり33,000円(税込)を割り引きます。

◆ブースイメージ (1小間の場合)



◆追加費用でご利用いただけるものについて

※詳細は、後日ご案内いたします。

- ・電気工事 (小間までの配線とブレーカー設置工事・会期中の電気)
- ・共有高速光回線
- ・「SDGs Week EXPO会場マップ」への広告出稿
- ・会場バナー、サイン広告への活用 ほか

<注意事項>

- ・展示物や配付資料は各出展者にてご手配をお願いします。
- ・小間内の装飾物の高さには制限があります。ご注意ください。
- ・会場への搬入・搬出は、各出展者様にて行っていただきます。
- ・レイアウト、小間位置などは主催者で決めさせていただきます。
- ・会場内各ホールには、出展者向け共有ストックを設置する予定です。
- ・エコプロ一般出展エリアへご出展をご希望の場合は、別途ご相談ください。
- ・本展は新型コロナウイルス感染拡大などの状況に応じ、中止や延期を判断させていただく場合がございます。予めご了承ください。

● 出展申込方法

出展のお申し込みはウェブサイトからお手続きください。 <https://messe.nikkei.co.jp/sdgs/>

出展内容を入力

STEP 1



ウェブサイト内の出展申し込みページにアクセスし、「出展規約」に同意の上、案内に従って**出展内容を入力**し、お申し込みください。

お申し込み情報入力の際、「申込小間数と出展料金欄」出展ゾーンで【**イベントのサステナビリティ推進ゾーン**】を選択してください。

※過去に出展したことがある場合は、すでにお持ちの出展者IDを使って「出展者マイページ」からお手続きください。

※「広告代理店および請求に関する情報」の「出展料金の請求方法」には【指定の広告代理店を介して申し込む ※広告代理店から出展料金を請求します】を選択し、「代理店コード」には【D00116】と入力ください。（請求書の発行は株式会社グリーンアップルとなります。）

※「ウェブサイト表示名（出展者名）」は案内チラシやウェブサイトなどに掲載されます。

STEP 2



出展申込書PDFをプリントアウト

出展内容を主催者事務局で確認した後、「出展申込書提出依頼」のメールを出展担当者宛てにお送りします。新規申込の場合は、このときに出展者IDをお知らせします。電子メールの案内に従って「出展者マイページ」にログインし、STEP1で入力した内容が印字された**出展申込書PDFをプリントアウト**してください。

STEP 3



出展申込書を提出 早期申込締切日：5月31日（水）／申込締切日：7月14日（金）

プリントアウトした出展申込書に代表者印（または社印）を押印のうえ、以下の方法で主催者事務局までご提出ください。

① 出展申込書をスキャンし、スキャンデータを出展者マイページからアップロードする

② ①が難しい場合は、出展申込書の原本を主催者事務局まで郵送する

※出展申込書を郵送する場合は、必ず事前にコピーを取りお手元に保管してください。

※出展申込書を送付いただけない場合は、出展取り消しとさせていただきます。

STEP 4



出展申込書の受理

主催者事務局から**出展申込書**を受理した旨、電子メール（出展申込受理メール）でお知らせします。

このメールを送信した時点で出展申し込みを受理したものとします。また、追って請求書を発送します。

STEP 5



出展料の振り込み 入金締切日：8月25日（金）

振込手数料は出展者にてご負担ください。期日までに出展者または広告代理店からの入金を確認できない場合は、申し込みを取り消すことがあります。

STEP 6



共同出展登録 申込締切日：9月14日（木）

複数の企業・団体と共同で出展される場合も展示会への出展申し込み、および主催者の出展受理の手続きが必要です。共同出展の代表出展者は、「出展者マイページ」にログインしていただき、左メニューの「共同出展者の招待」から共同出展者の担当者へ招待メールをお送りいただけます。招待メールには、共同出展申込フォームのURLが記載されておりますので、リンク先から出展申込手続きを行っていただけます。

共同出展申込の流れ

代表出展者が
出展者マイページにログイン

共同出展者へ
招待メールを送信

共同出展者が
出展申し込み

共同出展者が
出展申込書を提出

主催者が
出展受理

【1. 規約の履行】

出展者（共同出展者を含みます。以下同じ）は「SDGs Week EXPO」2023年開催の各展示会（「エコプロ」「社会インフラテック」「カーボンニュートラルテック」「自然災害対策展」「ウェザーテック」ほか企画展、関連企画を含み、これらを含めて以下「本展示会」と総称します）に出展するにあたり、本規約、主催者から提示された「出展のご案内」（出展要項）、「出展者説明会」で配付する「出展細則・提出書類」、請求書、その他主催者から個別に提示される各種書類・電子メール等の記載内容（これらを以下「本展規約等」と総称します）を遵守しなくてはなりません。また、出展者は、その役員・従業員・株主・出資者等の関係者、出展を取り次ぐ広告代理店、および展示スペースにかかる設営・撤去業者、展示の運営委託先その他本展示会に関して締結する契約の相手方（かかる契約相手方の再委託先・再々委託先等を含みます。）（以下これらの者を「出展者関係者」と総称し、出展者と出展者関係者を「出展者等」と総称します）をして、本展規約等を遵守させるものとします。出展者等がこれらに違反したと主催者が判断した場合、主催者はその時期（本展示会の搬入期間・開催期間を含みます）を問わず、次回以降を含む出展申し込みの不受理、承諾した出展の取り消し、小間・展示物・装飾物の撤去・変更の命令、実演方法の変更・中止の命令、または関連サービスの提供中止を行うことができます。その際、主催者の判断基準・根拠などは公表しません。出展取り消しとなった場合でも、出展者は本規約【4. 出展キャンセル】に規定のキャンセル料を主催者に支払わなければなりません。キャンセル料以上の損害が主催者またはその関係者に発生している場合には、主催者は別途損害賠償を請求します。また主催者は、出展申し込みの不受理、出展取り消し、小間・展示物・装飾物の撤去・変更、実演方法の変更・中止などによって生じた出展者等の損害は補償しません。

【2. 出展にあたっての諸注意】

2-1. 出展者は、主催者が定める本展示会の開催趣旨に合致する製品・サービスを提供する法人・団体などに限定します。主催者が、主催者が独自の裁量にて定める出展基準に従い、法人・団体および製品・サービスなどが出展に適さないと判断した場合（下記事例を含みますが、これらに限られません）には、出展申し込み受理の保留、出展内容の一部または出展そのものをお断りする場合があります。《出展申し込み受理の保留、出展内容の一部または出展そのものをお断りする事例》「出展申込書その他の提出書類の記載事項に不備や虚偽の申請料を主催者に支払わなければならない場合」「出展内容が本展示会の趣旨にそぐわないと判断される場合」「出展者が第三者の権利（知的財産権、肖像権など）やプライバシーを侵害していると判断される場合」「他の出展者や来場者などから苦情が予想される場合」「出展者が自らの法的整理手続きの申し立てをし、あるいは申し立てを受けている場合」「出展者が【10. 反社会的勢力の排除】に定める反社会的勢力であることが判明した場合」「主催者が開催した過去の展示会で出展規約に違反したか、出展取り消しとなったことがある場合」「その他、出展が不適当と主催者が判断する場合」

2-2. 感染症などの発生や流行地域としてWHO（世界保健機関）や厚生労働省、外務省等が指定・勧告する国・地域からの出展者の出展または来場を保留またはお断りする場合があります。なお、指定国・地域外からの出展者の出展または来場においても主催者の判断関連書類の提出を求められる場合があります。

【3. 出展申し込みおよび出展料金の支払い】

3-1. 出展申込書は主催者が定める方法で提出するものとします。出展申込書を主催者が受領し、出展審査を経て、主催者が出展申込受理通知を発送（電子メールまたは郵送による）した時点をもって正式な出展申込受理とします。本展示会に初めて出展申し込みをする場合は、「会社案内」「製品カタログ」など主催者が定める添付資料を主催者が定める方法で提出するものとします。なお別途必要な添付資料を定める場合があります。すべての添付資料をご提出いただかない場合、主催者は出展申し込みの保留または出展をお断りする場合があります。出展申込書、添付資料その他すべての提出書類は返却しません。出展者はコピーを自ら保管するものとします。なお出展者は、主催者が認める広告代理店に出展の取り次ぎを委託することができます。

3-2. 出展申込受理の後、主催者は出展者（広告代理店が出展を取り次ぐ場合には広告代理店。特に断らない限り本3-2において以下同じ）に出展料金を請求します。出展者は主催者が定める期日までに指定の銀行口座へ振り込むものとします（振込手数料は出展者が負担するものとします）。主催者が定める期日までに出展料金の振り込みがない場合、主催者は出展申込受理を取り消す権利を持ちます。（出展者（広告代理店を含みません）が広告代理店に対して出展料金を支払い済みであるか否かは問いません。）

3-3. 主催者は、天災地変、疫病、感染症の蔓延、交通機関の遅延、ストライキ、戦争、内乱、テロその他の不可抗力のほか、主催者の責によらない事由により本展示会の開催を中止、会期短縮（会期中途の打ち切りを含む。以下同じ）または延期する場合があります。中止の場合、主催者に支払われた出展料金は、以下の基準により返金します（広告代理店を通してのお申し込みの場合は広告代理店に返金します）。

- ① 2023年10月10日（火）まで出展料金の100%
- ② 2023年10月11日（水）から11月11日（土）まで出展料金の80%
- ③ 2023年11月12日（日）から12月3日（日）まで出展料金の70%
- ④ 2023年12月4日（月）から5日（火）まで【搬入・設営期間】出展料金の50%
- ⑤ 2023年12月6日（水）から8日（金）まで【会期中・搬出撤去期間】出展料金の0%

なお、会期短縮または会期を延期する場合は、出展料金の取り扱い、変更後の会期および会場などについて出展者へあらためて提示します。

【4. 出展キャンセル】

4-1. 出展申込受理後の出展取り消し・解約は認められません。出展者（広告代理店が出展を取り次ぐ場合には広告代理店を含みます）の事情により、出展の全部または一部の取り消し・解約をする場合、出展者（広告代理店が出展を取り次ぐ場合には広告代理店）は主催者が認める方法で主催者に届け出たうえ、キャンセル料として出展料金の全額を主催者に支払わなければなりません。

4-2. 出展申込受理後はキャンセル料が発生し、出展料金の全額をお支払いいただきます。

4-3. キャンセル料以上の損害が主催者またはその関係者に発生している場合には、別途損害賠償を請求します。【5. 展示スペースの割り当て】

5-1. 出展者の展示スペースは、主催者が定める小間の配置・形状に基づき決定します。出展者はその結果に従うものとします。

5-2. 出展者は、主催者が定めた展示スペースをいかなる理由があっても、その全部または一部を問わず、他の出展者や第三者との間で交換・譲渡・貸与などすることはできません。

5-3. 主催者は、会場および所轄の警察署・消防署・保健所などによる指導・命令または出展キャンセルなどがあった場合、出展者の承認を要せず小間配置の全体レイアウトを変更することができます。

【6. 各種書類の提出】

出展者は、「出展細則・提出書類」の提出書類など主催者が求める各種書類を指定期日までに所定の方法で提出しなければなりません。期日に遅れた場合、主催者およびその関係者は申し込みを受理しないことがあります。

【7. 展示に関するルールの概要】

7-1. 出展申込書に記載された法人・団体および製品・サービスのみが出展対象となります。その親会社・子会社・関連会社その他の関係会社およびグループ・提携関係にある法人・団体であっても出展申込書に記載がない場合は、それらの製品・サービスなどの出展や、小間内での社名などの掲出ができない場合もありますのでご注意ください。

7-2. 出展者は、出展申込書に記載された法人・団体および製品・サービスなどの出展内容などに変更が生じた場合、速やかに主催者が定める方法で主催者に届け出たうえで、許可を得なければなりません。

7-3. 装飾・展示物などの搬入・搬出および展示方法などは、「出展細則・提出書類」に規定され、出展者等はこれを遵守しなければなりません。

7-4. 出展者等は、通路など自社小間内以外の場所で展示・宣伝・即売行為などを行うことはできません。また近隣の展示を妨害してはなりません。妨害の有無などは主催者が判断し、出展者はこれに従うものとします。

7-5. 出展者等は、強い光、熱、臭気、または大音量を放つ実演や不快感を与える実演など、他の出展者等や来場者の迷惑となる行為を行ってはなりません。実演などが他の出展者等や来場者などに多大な迷惑を与えていると主催者が判断した場合、主催者はその中止・変更を命じることができ、出展者はその判断に従うものとします。なお自治体の火災予防条例により危険物の持ち込みは禁止されていますので、装飾物・演出としての裸火、煙・スモークマシン、ネオン管などの使用はできません。

7-6. 出展者等は、展示会場に適用されるすべての防火および安全法規・行政指導を遵守しなければなりません。7-7. 出展者等は、本展示会会期中および会期後に他の出展者等や来場者などに対し迷惑のかかる行為（強引なセールス、勧誘、誹謗中傷、営業妨害またはそれらに類する行為など）を行ってはなりません。かかる行為があったと主催者が判断した場合、主催者は出展中止を命令し、または次回以降の出展申し込み拒否を決定する権利を持ち、出展者はこれに従うものとします。

7-8. 本展示会会期中および会期後の出展者と来場者間における商談・契約内容などに関して、主催者はその責を一切負いません。

7-9. 写真・動画撮影については、出展者は主催者に届け出て了承を得た後、自社ブースのみ撮影することができます。

7-10. 出展者が展示会場内で酒類を販売または試飲提供する場合は、20歳未満や車両運転者には提供してはいけません。出展者が酒類を販売または試飲提供したことによって、20歳未満の飲酒や車での来場者が飲酒運転などの事件・事故を起こした場合、主催者は一切その責を負いません。

7-11. その他、前各項目のルールに違反するなど、出展者等の展示内容や行為により、他の出展者等や来場者などから苦情の申し立てや展示会場内で紛争を引き起こすことが予想されるか、現に苦情や紛争が生じた場合、主催者は主催者の判断で出展の取り消しを決定することがあります。その場合、出展者等はその決定に従うものとします。

【8. 個人情報の取り扱い】

8-1. 出展者は、展示またはQRプラン（来場者証QRコード読み取りサービス）などを通じて来場者の「個人情報」を取得する場合、個人情報保護法および関連法令を遵守し、適法かつ適切に取得・管理しなければなりません。利用目的は必ず公表・通知し、その範囲内で活用するものとします。特に第三者提供を行う場合は、法令で許される場合を除き、必ず「個人情報」の情報主体である来場者から「同意」を取らなければなりません。

8-2. 出展者は、来場者から取得した「個人情報」の開示、訂正、追加、削除、利用停止、消去の要求や、苦情の訴えなどを受けた場合、法令を遵守した適法かつ適切な対応を取らなければなりません。

8-3. 出展者が、取得した個人情報の管理・利用に関して来場者との間で紛争などが生じた場合、出展者は自らの責任で当該紛争の解決にあたるものとします。かかる紛争に関し、主催者は一切の責を負いません。

8-4. 主催者は、来場者の個人情報の正確性・真实性を保証するものではありません。

8-5. 出展者が自社ブースにおいて、来場者の参加証に記載されたQRコードを専用アプリを使って読み取り、本展示会のシステムにアップロードした場合、当該来場者の来訪記録が本展示会のシステムに記録されます。出展者は本展示会のシステムから来訪者記録データを取得することができます。ただし、技術的な要因によりQRコードが読み取れなかった場合、および、読み取りデータが消失した場合などは、当該来場者の記録に失敗することがあります。主催者は、読み取りアプリ、端末および本展示会システム等の障害によるデータ喪失について、責任を負いません。

8-6. 主催者は、来場者に対し、来場者登録フォームにおいて、個人情報が本展示会のシステムを通じて主催者から出展者に提供されることを説明し、明確な同意を得ています。また、来場者に発行する参加証においてQRコードを利用した来訪記録の提供について説明しています。

【9. 損害賠償責任】

9-1. 主催者はいかなる場合においても、出展者が展示スペース、印刷物および本展示会ウェブサイトを使用することによって出展者または第三者に生じた生命、身体、財産、名誉または信用への損害に対し、一切の責を負いません。

9-2. 出展者等は、故意・過失の如何を問わず、展示会場内およびその周辺の建築物・設備および主催者が用意した設備に与えたすべての損害について、遅滞なく賠償するものとします。

9-3. 出展された製品・サービスについて他の出展者や第三者と紛争が起きた場合、主催者はその責を一切負いません。出展者はその費用と責任において、これを解決、処理し、主催者には一切迷惑をかけるものとし、万一、主催者に紛争に関連して損害等が発生した場合、すみやかに補填しなければならないものとします。

9-4. 主催者は、天災地変、疾病、感染症の蔓延、交通機関の遅延・ストライキ、戦争、内乱、テロその他の不可抗力のほか、主催者の責によらない事由による会期の変更・開催の中止によって生じた出展者等の損害は補償しません。

9-5. 主催者の責により本展示会が会期短縮または開催中止となった場合、主催者は出展者等に対し遺失利益を除く損害について賠償責任を負います。ただし、損害賠償額（返金する出展料金額を含む）は、当該出展者等にかかる出展料金の金額を超えないものとします。

9-6. 主催者は、会場マップ、ウェブサイト、ガイドブックやその他の告知宣伝物の誤植等によって生じた出展者等の損害は補償しません。

9-7. 搬入期間を含む開催期間中に、出展者等が自らの行為に起因して他の出展者等または来場者等に生命、身体、財産、名誉または信用への損害を含むいかなる損害を与えた場合も、主催者は一切の責を負わず、他の出展者等または来場者との間の紛争等は、出展者等の責任のもとで解決するものとします。

【4. 出展キャンセル】

4-1. 出展申込受理後の出展取り消し・解約は認められません。出展者（広告代理店が出展を取り次ぐ場合には広告代理店を含みます）の事情により、出展の全部または一部の取り消し・解約をする場合、出展者（広告代理店が出展を取り次ぐ場合には広告代理店）は主催者が認める方法で主催者に届け出たうえ、キャンセル料として出展料金の全額を主催者に支払わなければなりません。

4-2. 出展申込受理後はキャンセル料が発生し、出展料金の全額をお支払いいただきます。

4-3. キャンセル料以上の損害が主催者またはその関係者に発生している場合には、別途損害賠償を請求します。【5. 展示スペースの割り当て】

5-1. 出展者の展示スペースは、主催者が定める小間の配置・形状に基づき決定します。出展者はその結果に従うものとします。

5-2. 出展者は、主催者が定めた展示スペースをいかなる理由があっても、その全部または一部を問わず、他の出展者や第三者との間で交換・譲渡・貸与などすることはできません。

5-3. 主催者は、会場および所轄の警察署・消防署・保健所などによる指導・命令または出展キャンセルがあった場合、出展者の承認を要せず小間配置の全体レイアウトを変更することができます。

【6. 各種書類の提出】

出展者は、「出展細則・提出書類」の提出書類など主催者が求める各種書類を指定期日までに所定の方法で提出しなければなりません。期日に遅れた場合、主催者およびその関係者は申し込みを受理しないことがあります。

【7. 展示に関するルールの概要】

7-1. 出展申込書に記載された法人・団体および製品・サービスのみが出展対象となります。その親会社・子会社・関連会社その他の関係会社およびグループ・提携関係にある法人・団体であっても出展申込書に記載がない場合は、それらの製品・サービスなどの出展や、小間内でそれらの社名などの掲出ができない場合もありますのでご注意ください。

7-2. 出展者は、出展申込書に記載された法人・団体および製品・サービスなどの出展内容などに変更が生じた場合、速やかに主催者が定める方法で主催者に届け出たうえで、許可を得なければなりません。

7-3. 装飾・展示物などの搬入・搬出および展示方法などは、「出展細則・提出書類」に規定され、出展者等はこれを遵守しなければなりません。

7-4. 出展者等は、通路など自社小間内以外の場所で展示・宣伝・即売行為などを行うことはできません。また近隣の展示を妨害してはなりません。妨害の有無などは主催者が判断し、出展者はこれに従うものとします。

7-5. 出展者等は、強い光、熱、臭気、または大音量を放つ実演や不快感を与える実演など、他の出展者等や来場者の迷惑となる行為を行ってはなりません。実演などが他の出展者等や来場者に多大な迷惑を与えていると主催者が判断した場合、主催者はその中止・変更を命じることができ、出展者はその判断に従うものとします。なお自治体の火災予防条例により危険物の持ち込みは禁止されていますので、装飾物・演出としての裸火、煙・スモークマシン、ネオン管などの使用はできません。

7-6. 出展者等は、展示会場に適用されるすべての防火および安全法規・行政指導を厳守しなければなりません。7-7. 出展者等は、本展示会会期中および会期後に他の出展者等や来場者などに対し迷惑のかかる行為（強引なセールス、勧誘、誹謗中傷、営業妨害またはそれらに類する行為など）を行ってはなりません。かかる行為があったと主催者が判断した場合、主催者は出展中止を命令し、または次回以降の出展申し込み拒否を決定する権利を持ち、出展者はこれに従うものとします。

7-8. 本展示会会期中および会期後の出展者と来場者間における商談・契約内容などに関して、主催者はその責を一切負いません。

7-9. 写真・動画撮影については、出展者は主催者に届け出て了承を得た後、自社ブースのみ撮影することができます。

7-10. 出展者が展示会場内で酒類を販売または試飲提供する場合、20歳未満や車両運転者には提供してはいけません。出展者が酒類を販売または試飲提供したことによって、20歳未満の飲酒や車での来場者が飲酒運転などの事件・事故を起こした場合、主催者は一切その責を負いません。

7-11. その他、前各項のルールに違反するなど、出展者等の展示内容や行為により、他の出展者等や来場者などから苦情の申し立てや展示会場内で紛争を引き起こすことが予想されるか、現に苦情や紛争が生じた場合、主催者は主催者の判断で出展の取り消しを決定することがあります。その場合、出展者等はその決定に従うものとします。

= お問い合わせ =

イベントのサステナビリティ推進ゾーン

出展管理事務局 (株式会社グリーンアップル内)

MAIL : eco-pro@greenapple.jp

TEL : 03-6427-1085 FAX : 03-5784-0533

〒150-0036 東京都渋谷区南平台町4-8-508